

# 仕 様 書

## 1. 事業名

JNTO との連携によるダイレクトマーケティング事業

## 2. 履行期間

契約締結の日～令和8年8月31日（月）

## 3. 事業の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という。）は、瀬戸内海を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県。以下、「せとうち地域」という。）が合同してせとうちブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目指している。

機構のメインターゲットは欧米豪5か国（英・仏・独・米・豪の5か国。以下、「ターゲット市場」という。）の高付加価値旅行者層※1であり、ターゲット市場に対してせとうち地域の美しい景観や伝統文化、芸術、食の魅力など海外から選好される魅力ある観光地域づくりを進め、旅行者等の来訪及び滞在の促進による地域活性化を図ることが必要である。

本事業においては、日本政府観光局（以下、「JNTO」という。）と連携し、ターゲット市場の中から独・仏で実施される海外イベントへの出展および現地でのセールスコール等を通じて、せとうちエリアの認知度向上を図る。

※ターゲット市場における機構のメインターゲットは、ET層（異文化好奇心を持つ旅慣れた知的旅行者層）やSIT層（特定の関心・趣味を目的とする旅行者層）等の高付加価値旅行者層を想定している。

## 4. 業務内容

上記の事業目的を踏まえ、以下（1）から（3）の業務を遂行すること。

### （1）基本業務

#### ア 海外イベントへの出展準備

機構が出展を予定している海外イベントについて、現地通訳手配、セールスコール手配及びイベント出展にかかる支援等を実施すること。

なお、各イベント出展申込及び出展費用の支払いは機構が直接行うものとする。

#### （ア） イベント名

機構が出展を予定している海外イベントは以下の通り。

##### ① JNTO フランクフルト事務所主催イベント

開催時期：2026年6月16日（予定）

開催国：ドイツ

会 場：Museum Ludwig（ケルン中央駅付近）

##### ②Japan Expo Paris 2026

開催時期：2026年7月9日～12日

開催国：フランス

会 場：Parc des Expositions de Paris-Nord Villepinte（パリ郊外）

(イ) セールスコールの手配

各開催国において、現地メディアおよび現地旅行会社等へのセールスコールの手配を行う。

- ・実施日については、各国での海外イベントの実施日を勘案して決定し、機構との協議の上で当該業務を実施すること。なお、海外イベント開催会場の近郊において、現地メディアおよび現地旅行会社等を招集して実施しても差し支えないものとする。その場合の会場使用料は委託費用に含めるものとする。
- ・各国に拠点を置く有力な現地メディアおよび現地旅行会社をそれぞれ 6 社以上提案し、アポイントの手配を実施すること。最終的な訪問先については、機構と協議の上決定すること。なお、現地での移動に係る費用については、機構が直接支払うものとする。

(ウ) 通訳手配

前述の海外イベントやセールスコールに同行する通訳を手配すること。

- ・通訳者は日本語、英語および開催国の言語の通訳能力を有し、かつ高付加価値旅行者への観光コンテンツの説明が可能なる者とする。
- ・通訳者の手配について、それぞれ以下の日数分手配すること。

①ドイツ：3日間

②フランス：5日間

※具体的な日程は、イベント開催日やセールスコール実施日が決まり次第手配するものとする。

- ・海外イベント・セールスコールに先立って、機構・受託事業者・通訳者間で実施に向けた事前打ち合わせを実施すること。

(エ) イベント出展等にかかる支援

各イベント出展について、出展ブースの構成やノベルティ制作にかかる助言等を行うこと。

## (2) 報告業務

### ア 年間報告書

- (ア) 提出物 事業実施報告書（A4判）1部、及び電子データ
- (イ) 提出場所 一般社団法人せとうち観光推進機構
- (ウ) 提出期限 令和8年8月31日（月）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・提出期限の14日前には素案を機構に共有し、内容についての意見を求めること。加えて、履行期間の満了までに変更があった数値等はその都度反映すること。
- ・事前に機構職員の承認を受けること。
- ・事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

### (3) その他

当事業に関する業務を円滑かつスピーディーに進めるため、担当者ごとの役割を明確に定め、指示系統がシンプルな事業推進体制とし、本事業の窓口担当責任者を明確にすること。

## 5. 活動指標（KPI）に関して

- ・手配したセールスコール社数 各国6社以上
- ・手配した通訳者数 各国1名以上
- ・イベントに向けた通訳者との事前打ち合わせ回数 各イベントにつき1回以上

## 6. 概算予算額

3,000,000円(税込)

## 7. 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとする。

## 8. 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は機構に帰属するものとする。また、その処理については機構の指示に従うこと。

## 9. 第三者委託の禁止

本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 10. 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条の権利を含む。)は、全て機構に帰属する。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、「10. 第三者委託の禁止」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

## 11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、機構と別途協議の上、処理すること。
- (2) 事業の実施にあたって、各国の法律・慣習等を確認の上、遂行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報(受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等)を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。
- (4) この事業は、観光庁「DMO総合支援事業」の「広域連携促進事業」に基づく事業であるため、その補助金交付要綱、実施要領を事前に確認し、その内容に沿って提案・実施すること。